

「仙台大学紀要」投稿規程

(投稿資格)

第1条 仙台大学紀要に投稿することができる
のは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 仙台大学専任教職員。
- (2) 紀要編集委員会の認めた者。

(原稿の種類)

第2条 原稿の種類は、次の各号に掲げるもの
とする。

(1) 論 説

その長短にかかわらず、オリジナルな
研究成果をまとめたもの。

(2) 研究ノート

研究の中間報告・予報を行い、批評を得ようとするもの。または新しい事実
・方法等を報告するもの。若しくは、
その分野に関する研究成果を総合的に
まとめたもの。

(3) 書 評

内外の関係図書について批評を行うも
の。(出版刊行物の単なる紹介は含ま
ない)

(投稿編数)

第3条 投稿編数は、単独投稿又は共同研究

- 第1執筆者、いずれか1編とする。
- 前項のほか、共同研究連名者(第1執筆者以外の者をいう。以下同じ)の場合は、更に1編までとする。
- 共同研究連名者のみの場合は、2編までとする。

(執筆要領)

第4条 執筆要領は別に定める。

(校 正)

第5条 原則として著者校正とするが、再校以
後は編集委員会において行うことがある。

(別 刷)

第6条 必要部数を原稿本文1頁上欄に朱書す
るものとする。別刷代は30部までは無料と
し、それを越える部数については著者負担
とする。

(投稿期限及び原稿提出先)

第7条 投稿期限は、毎年10月31日とする。
2 原稿提出先は図書館事務室とする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て
学長が行う。

附 則

この規程は、昭和53年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年7月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。